

靖国神社遺児参拝 戦後と戦前の連続6

中国残留孤児・婦人二世・三世への教育支援活動に力を注ぐ

宮武正明さんに聞く

松岡 勲

はじめに

今回は香川県から靖国集団参拝を体験された宮武正明さんに話を聞いた。

友人の一色若夫さんから「松岡さんと同じ靖国体験をした宮武正明さんという方がいる。」と連絡があった。一色氏の叔父さん、甲斐国三郎さんは満州からの引揚者だ。満州・中国からの引き揚げ問題を取り組んできた「方正友好交流の会」に、高齢の叔父さんと参加したとのことだった。その機関誌『星火方正 燎原の火は方正から』（第三五号）に、宮武さんご自身の香川県靖国遺児参拝体験と、拙著『靖国を問う 遺児集団参拝と強制合祀』が紹介された文章が掲載されていた。一色氏から送られてきたコピーに私は飛び上がるほど喜んだ。甲斐さんの満州からの引き揚げ体験を書いた『満州引揚者の告白』『明日の交通安全を求めて 続・満州引揚者の告白』も頂いた。

甲斐国三郎さんの引き揚げ体験

甲斐国三郎著『満州引揚者の告白』は、甲斐さんの満州からの引き揚げ体験をまとめたものだ。著者は、一九四一年四月に南満州の陸軍造兵廠の技能者養成所に入り、一九四六年四月～一〇月末にコロ島（遼寧省・葫蘆島）で邦人引き揚げ業務に携わった。『満州引揚者の告白』にはその詳細が書かれていたが、それは私がまったく知らないことであり、興味深かった。そのなかでも南満州陸軍造兵廠、技能者養成所、第一製造所の様子、コロ島での引き揚げ業務等、大変貴重な証言だった。甲斐氏の記録が機縁となり、戦後の靖国遺児参拝の同世代体験者、宮武さんと出会うことができた。

宮武正明さんとの出会い

後日、『星火方正』編集部を通じて宮武さんと連絡がついた。宮武さんの息子さんがインターネットで拙著を見つけ、「お父さんにはこの本が必要だろう。」と手渡してくれたとのことだ。宮武さんから靖国集団参拝や中国残留孤児の子どもたち（二世・三

世)への教育支援に関する資料を送っていた。

そして上京の折に二度、宮武さんとお会いすることができた。最初は宮武さんに集団参拝の話を詳しく聞くつもりだったが、ほとんどの時間、宮武さんは、中国残留孤児二世・三世への教育保障に注力されてきた経緯を熱意をこめて語られた。お別れした後、新幹線の中で「宮武さんには中国残留孤児二世・三世の教育支援の話を中心に聞くことにしよう。」と思い至り、方向を変えて一ヶ月半後に二度目の取材をした。

宮武さんと父の戦死、戦後の生活

宮武さんの生年月月はいつで、お生まれになった所はどこですか。父さんの生年はいつですか。いつ軍隊に召集され、どこで戦死されましたか。お母様の生年はいつですか。お父さんの死後、お母さんはどのように「苦労」されて、宮武さんら「兄弟をお育てになりましたか。

私是一九四五年二月生まれで七八歳です。父親のことは何も分からないけど、明治の三二年か三三生生まれ。母は一九一三(大正二)年一〇月に生まれた。四方が山(讃岐山脈)に囲まれた小さな盆地、内場の母の実家の納屋で、母と弟三人で暮らしていたが、母は私が小学一年生の年、一年間、高松の街に下宿して、教員免許の資格を得るために大学に通い、勉強することになった。

戦後一年後に父の戦死の通知(一九四五年二月に中国華北にて戦病死、多分その一年前に赤紙で徴兵された。父死亡時四〇歳頃。)が来て、一九四五年二月、父の戦死の二週間前に母の実家で私が

生まれた。東京の家も一九四五年三月一〇日の東京大空襲でなくなり、東京に帰れなくなった母は、とりあえず兄弟三人を育てるために村の小学校の助教になったが、先生を続けるためには、どうしても一年間大学に通って教員免許を取る必要があった。

その一年間、中学二年生の兄が、朝・夕食だけでなく、昼の兄弟三人の弁当も作ってくれた。当時兄の書いた作文には、納屋の台所は外から見えて、近所の女子中学生から見られるのが恥ずかしかったと書かれていた。下の兄は、まだ小学四年生だった。

希望の公立高校を受験して不合格だった場合のために、私は私立高校を受けたが、多額の金額の入学金は支払えないので、試験では高い点を取ろうと思った。そうして後日、私立高校から母にわが高校に来てもらえず残念との知らせがあった。高校は県立だった。

一九六七年春、郷里で私の日本社会事業大学卒業と就職を待っていた人たちがいた。香川県教委だ。「息子さんが就職するので、退職してください。」香川県には、五二歳になるあなたより高齢の女子教員は他に二人しかいません。新人の教員にポストを譲ってください。」と母に退職を強要した。母の教員生活はたった一五年間だった。当時、県教委は勤務評定の実施を全国に先駆けて進めていて、日教組つぶしが成功した県だった。

〈宮武さんの中学三年生時の作文〉

この夏休み、ぼくは一遺児として靖国神社に参拝することになった。(香川県援護課の主催で、毎年県内の戦没者遺児、中学三

年生の大半が参加していた。その年は参加者七五〇名。翌一九六〇年が最後であった。）

父の霊、多くの人の霊がねむるところ、九百万の人口を持つ世界一の東京を実際に見られると思うと、うれしきで一杯です。

戦前ぼくの家は東京の文京区にありました。墓地は今も世田谷にあります。

でも、ぼくはまだ一度も東京の土地を踏んだことがありません。

父が生きていたら、東京の家が焼けなかったら、そして戦争がなかったら、ぼくは当然「江戸っ子」として成長していたはずです。

母はぼくが生まれるために空襲を避けて、母の実家に来たのです。ぼくが生まれてちょうど一ヶ月目に東京大空襲にあい、家が全焼したため、しかたなく、幼い三人の子どもとこの村にとどまり、父の帰還を待ちました。

終戦後一年半ほどたった頃、父の戦死の公報が母の手に届いたそうです。

父は、ちょうどぼくの生まれたころ、北支（現在の中国北部）でたおれていたのです。

母は時々その当時のことを話してくれますが、つとめて明るい表情をしながらも涙が光ので、聞いているのが気の毒で、なるべくそのような話題は避けるようにしています。

母の話によれば、父の戦死を知って母は、これから三人の子どもを連れてどうして生活していけばよいのか分からず、路頭に迷ってしまい、毎日毎日泣き続けていたそうです。

その後、運よく村の小学校の講師となり、助教となりましたが、わずかな月給と物資不足の中で、ずいぶん苦労したようです。

（中略）

母は、助教ではいつやめさせられるかわかりませんでしたので、ぼくが小学校一年生になったとき、三八歳で大学へ一年間入学し、高松で下宿しました。その間、中学二年生になった上の兄が、母に代わって炊事からぼくたちの世話などのすべてを引き受け、一家四人はどこからの助けを受けずに生きぬいたのです。

翌年、それまでの祖母の家の納屋より、一ツ内の集落に引っ越しました。そこではランプ、ろうそくの光の下での生活がつづきました。母は、そこから二キロメートルも谷間の道を、僻地の西山小学校に通い始めたのです。

ぼくの中学一年生の夏、新しく村が建てた教員住宅に移転して、母の通う道はさらに遠くなりました。（中略）

「北支にて戦死の父の最後の便り、うすれし文字をきょうわれが読む。」

これはぼくの読んだ短歌ですが、戦争はぼくの一家をすっかりどん底に追いつめました。

「お父ちゃんが生きていたら、おまえ達も苦労せずに大学へ行けるのに。」母はよくそうつぶやきます。

「そんなこと言ったって、戦争のためだから。今、自分の力でできることをしていくしかない。」

ぼくはそう言って母に答えますが、いつもそれ以上の言葉がつぶきません。ほんとうに父が生きていたなら、兄のように昼間働き夜間の大学に通わなくて勉強ができたはずです。父をうばい、家財を全部失って、一五年たった今もなお、ぼくの家には幸せをもたらさない戦争。現在都市は再建され、経済も上昇していますが、

ぼくの一家はまだ戦争の痛手から逃げきれないのです。そして、これからまだ数多くの苦難がつづくでしょう。

＊この文章は宮武さんが中学三年生時、読売新聞主催「第九回全国小・中学校つづり方コンクール」香川県知事賞入賞作文（一九五九年一〇月）である。一部省略した。

中国残留孤児・婦人二世・三世への教育支援活動

宮武さんから最初に送られてきたには次のような説明があった。

「役所で五〇年前、最初にケースワーカーになって担当したのが、戦後途絶えていた中国残留孤児・婦人の帰国後の支援だった。小中学校に日本語学級開設、中学校に夜間学級を開設した。」

「三五年前、貧困からくる低学力・不登校・非行の子どもたちのために、福祉事務所で夜間の中学生勉強会を開いた。私はその発起人の一人だった。これも区のトップから『恥をさらす』と、他分野への配転が続いた。私のいない福祉事務所で、ケースワーカーの異動が三年毎の職場だったが、それにも関わらず、三五年間、この勉強会は続いた。」

「さらにこの学力保障の取り組みは、二〇一〇年からは国・全国の自治体の政策に取り入れられ、さらに国の「給付型奨学金」と続いた。」

「数年前から、その江戸川区が区をあげての学習支援に変更した。学習支援に参加していた福祉事務所の元職員が（保守の推薦

で）区長になったからだ。」

（１）戦後、大陸に残された日本人

日本の引き揚げ・帰国事業は、敗戦後数年で再三中断され、一九五一年以降大連からの船は絶え、一九五八年以降全く閉ざされてしまう。引き揚げ・帰国の途中で父母と離ればなれになり、多くの孤児、女性が大陸に取り残されたままになっていた。

一九六一年以降、断続的だが残留婦人等の自費帰国が再開され、日中・日韓の間の交流が始まる中、一九六七年から残留婦人・孤児の帰国は急増していく。

帰国者の多くは帰国後に生活保護を受給して生活を整え、子どもも教育環境等を整えていくが、その経過の歴史についてはどこにも記録されていない。

一九七二年、日中国交回復後に民間の手で中国残留孤児肉親捜しの事業が始まった。国が動くのはさらに後になってからである。帰国者の多くは帰国後、日本語を習得する等生活を整えた後は、就労して生活保護を辞めるが、すぐに高齢になって就労先を断られ、再び生活保護を受給することとなった者が少なくなかった（厚生労働省資料で帰国者の六割）。だが、他に蓄財もなく頼れる親族もない帰国者にとって唯一の生活手段であった生活保護は、二〇〇〇年代になって高齢加算の廃止などで年々支給金額が減少し、受給が厳しくなっていた。

そうした中で、二〇〇七年七月、日本政府を相手に、帰国した残留孤児の九割近くが起こした中国残留孤児国家賠償訴訟は、原

告側は新たな国の支援策を受け入れて和解し、二〇〇八年一月および四月から国の新しい支援策が実施された。支援策の対象は敗戦後一三歳以上だった「残留婦人等」、一二歳以下だった「残留孤児」を合わせて、二〇〇七年の厚生労働省資料によると、六三五四名に及んでいる。

その二〇〇五年の厚生労働省資料によると、残留孤児・婦人の二世・三世は合わせて二〇一五九名が親と一緒に帰国するか、親の帰国後に帰国している。なお、三世は帰国後に出生している数を含む。ただし、二世・三世は新支援事業における給付の対象にならない。

(2) 引き揚げ・帰国者との出会いと生活支援

一九五一年、日本政府の中国からの日本人引き揚げ事業は終了したが、朝鮮戦争（一九五〇～五三）を経ても大陸や半島に残された人々の把握を日本政府はしていなかった。戦後、大陸に残された人の多くは、引き揚げ・帰国の混乱のなかで現地人家族に預けられ、また買われ、現地人家族が自分の子として育て、または現地人の人と結婚して、懸命に生き抜いた。

一九六七年三月以降、中国や韓国から東京都に引き揚げてきた日本人婦人とその家族が、一時宿泊所「東京都常磐寮」に入居した。常磐寮は、それまで婦人保護施設だったが、老朽化し使えなくなつたもので、東京都は管理人を置くのみだった。そのため、入居後の生活は、本人が福祉事務所に「生活保護」を申請する以外になかった。

* 丁度その年の四月、江戸川区福祉事務所に新人ケースワーカーになった宮武さんは、福祉事務所管内で一番訪問が不便な常磐寮とその周辺地域を担当することになった。（松岡・註）

常磐寮にはすでに三月に引き揚げていた一家族がいたが、四月からは、引き揚げ・帰国者が相次いで入居し、二、三ヶ月後には一〇世帯ほどになった。地域の生活保護所帯を訪問するたびに常磐寮に寄つて、引き揚げ・帰国者から相談やら抱えている問題の解決にあたつた。

引き揚げ・帰国者は、戦後に大陸に残され、現地の人と結婚し日本国籍を抹消した人、日本国籍がそのまま残っている人など背景が異なつていた。後者は「引揚者」扱いになり、「一九五七年「引揚者給付金等支給法」から旅費と一時金が出たが、一時金はその支給法が制定された時の金額のままで、わずか一、二万円のみであつた。いずれの場合も、日本に帰つて無一文から生活をスタートすることになり、日本での最初の生活は生活保護によるしかなかった。生活扶助による生活費だけでなく医療扶助や平常着、布団、什器などの生活一時扶助の活用により、文字どおり最低生活によるスタートであつたが、解決すべき問題はそれだけではなかった。

(3) 帰国者の子どもたちと教育支援

引き揚げ・帰国者の家族には、現地で中国人の夫の死亡で母子家庭になつた家庭など、義務教育年齢の子どももや、義務教育年齢

資料 1982 年・全国の夜間中学の生徒数と引揚・帰国者のしめる割合

全国夜間中学校連絡会議資料

	夜間中学のある中学校名	開設年月日	在籍生徒数	内引揚・帰国者数	内外国人生徒数
東京	足立区立第四	26. 7. 16	46	32	2
	八王子市立第五	27. 5. 10	32	0	1
	葛飾区立双葉	28. 4. 29	37	2	17
	墨田区立曳舟	28. 5. 1	60	33	11
	大田区立糀谷	28. 5. 1	40	4	12
	世田谷区立三宿	29. 9. 1	70	29	27
	立川市立第九	32. 2. 15	54	0	12
	江戸川区立小松川第二	46. 4. 1	118	78	8
横浜	横浜市立浦島丘	23. 4. 1	11	0	1
	横浜市立平楽	25. 4. 1	5	0	0
	横浜市立藤川	25. 4. 1	6	0	0
	横浜市立西	25. 4. 1	9	2	2
	横浜市立鶴見	25. 5. 20	9	0	0
川崎	川崎市立西中原	57. 5. 7	39	0	22
千葉	市川市立大洲	57. 4. 3	12	1	3
京都	京都市立洛友	43. 5. 1	92	1	79
大阪	大阪市立天王寺	44. 6. 5	385	294	46
	大阪市立菅市	45. 4. 1	252	39	190
	大阪市立文の里	49. 4. 12	183	0	166
	大阪市立昭和	51. 10. 20	103	14	77
	岸和田市立岸城	27. 4. 1	217	0	113
	堺市立殿馬場	47. 4. 1	102	16	25
	八尾市立八尾	47. 4. 1	161	2	106
	東大阪市立長栄	47. 4. 8	294	4	256
	守口市立第三	50. 4. 25	151	26	87
	豊中市立第四	50. 4. 15	36	0	23
奈良	奈良市立春日	53. 4. 1	142	18	33
	天理市立福住	56. 4. 24	32	1	15
兵庫	神戸市立丸山	25. 1. 16	47	4	31
	神戸市立兵庫	50. 4. 1	33	0	20
	尼崎市立成良中琴城分校	51. 4. 1	22	1	4
広島	広島市立観音	28. 5. 1	71	44	12
	広島市立二葉	28. 5. 1	36	0	1
	豊浜町立豊浜	27. 5. 1	休校中		
全国計			2, 915	645	1, 402

(注) 開設年月日は、中学校の開設年月日

を過ぎているが、義務教育が必要な青年もいた。

帰国当初は義務教育年齢の児童でも日本語が話せないため、地元の小・中学校への入学を断られた。当時の教育委員会の担当者からは、「子どもたちは中国語しかしゃべれない。日本語がしゃべれない。」「中国で育っているから、中国の子は赤い。」「赤い子どもがまわりの子どもを赤くする。」と受け入れを拒否された。それで親たちが学校へ日参して入学を依頼し、一九六七年九月に地元の葛西小・中学校に「日本語学級」が開設された。ただし、「日本の子とまぜない。」「まわりの子どもに「赤くならない。」ために」ことが条件だった。翌一九六八年二月、隣区である墨田区曳舟中学校の夜間学級が、義務教育年齢を過ぎている青年の通学を引き受け、その後、地元江戸川区にも小松川第二中学校に夜間学級が開設される。その後、全国三五校の夜間中学はいずれも引き揚げ・帰国者の学びの場となっていた。生活保護の面では、引き揚げ・帰国者が日本語を習得し、日本社会で就職などを通じて自活した生活が出来るまで、援助していくことになった。

なお、江戸川区立小松川夜間中学校は、二〇二二年春、夜間学級開設五〇年式典を開催した。この都内の夜間中学の中で、在籍者が一番多い現状が続いている。

(全国の中学校の夜間学級一覧表・前ページ)

(4) 燎原の火のように

その後、東京都常磐寮に引き揚げ・帰国した人びとから、中国・韓国残留日本人婦人、孤児に、日本での生活の様子が燎原の火

のように伝わった。当時、彼女らの多くは日本人であることが名乗れなかった。さらに中国残留婦人の多くは満蒙開拓に従事し、敗戦後の帰国情報がしつかり伝わらない中国東北部の田舎に在住していた人が多かったため、常磐寮の情報がどのように伝えられたかも不明である。

一九六八年三月、韓国残留婦人達が、入国した下関港の入国管理事務所で「帰国後、身元保証人のいる出身県に帰るのではなく、受け入れの整った東京都常磐寮に入寮させてほしい。」と座り込みを行っている。中国だけでなく、韓国の残留婦人たちにも常磐寮の情報がたちまち伝えられていたのだ。

こうやって今日までに中国から帰国した婦人・孤児は、約六五〇〇人。残留婦人・孤児の家族(子ども、孫)を合わせて三万人を超える人々が引き揚げ・帰国した。韓国から帰国した婦人とその家族は、八〇〇人と推定されている。

(5) 引き揚げ・帰国事業・肉親探し事業

厚生省(現厚生労働省)が行き揚げ・帰国事業に取り組むのはそれから五年後、一九七二年の日中国交回復後のことである。

一九七四年、引き揚げ・帰国事業を支援する民間団体による中国人残留孤児肉親探しが始まる。一九七五年、厚生省は「中国残留孤児肉親探し事業」による邦人情報の公開を始めた。一九八一年には肉親探し訪日調査が始まり、残留婦人・孤児が日本に実父母や兄弟、親族を求めて訪れるようになる。同年厚生省は引き揚げ・帰国者の帰国後の生活の準備のため「定住センター」を全国三

ヶ所に設置し、都道府県および都道府県社会福祉協議会は、引き揚げ・帰国者の相談窓口を設置し、「日本語教室」を開設するなどの支援の体制を作っていく。一九七五年に東京都常警察は建て替えられ、専門相談員が常駐した。

一九八二年、法務省が「中国帰国戸籍登録事務取扱い」通知を出している。一九八六年は、一年に五回の訪日調査で六七二人が来日し、内二五五人の肉親が判明している。一九八七年二月に、一度訪日調査が打ち切られるが、世論の批判により一月に再開する。一九九一年、それまでは帰国が可能なのは肉親の身元引受人がいる場合に限られていたが、「特別身元引受制度」ができて、第三者の身元引受けが可能になった。

一九九三年、中国残留婦人の帰国（成田で入国拒否）を契機に、厚生省は帰国希望の全員受け入れを表明し、一九九四年には国の責任を明記した「中国残留邦人等帰国促進・自立支援法」が制定された。同法により、一九九五年には国民年金保険料について帰国までの国民年金期間は免除期間同様に計算されるとともに「中国引き揚げ特例給付」が実施された。（免除期間は三分の一、納付すると年金が増えると納付奨励）

肉親捜し事業は年数が経つにしたがって、肉親が亡くなっている場合が多くなり、肉親捜しは困難を極めるようになった。一九九九年一月、肉親捜し二三人の来日を最後に厚生省は「中国残留孤児肉身捜し事業」を再度終了させる。その年の訪日調査では、肉親が判明したのは一名のみの結果であった。厚生省が行うその後の肉親捜しは個人対応になるが、それ以降のメディアによる情報期待できない個別の肉親捜しは、極めて困難なものとなった。

二〇〇一年三月、東京都常警察は閉鎖された。

敗戦時に二一歳だった日本人婦人は二〇二三年現在九九歳、一歳だった孤児は七九歳になっているが、結婚していて帰国しなかった方で、現地の配偶者に先立たれてから日本に帰国する方もいる。したがって、個別の帰国者や先に引き揚げ・帰国した折に中国に残った家族の帰国は今日も続いている。

（6）日本で迎えた老後

戦後七〇年を経て、戦後、大陸に残され一九六七年以降に自力で日本に帰ってきた引き揚げ・帰国者は、帰国後すでに中高年で就職も容易でなかった方が多く、一時期就職できた方も日本語の会話ができないことから孤独な仕事を与えられている場合が多かった。そのため収入は低く、あつという間に高齢になり、すでに大半の人が雇用を断られた。

低収入の雇用であったため貯金や資産はないままで。年金の受給資格がある場合でも加入期間は短く、当初帰国前後の免除期間は基礎年金の三分の一の計算だったため年金額は著しく低く、大半の人が高齢でふたたび生活保護受給による最低生活の老後を余儀なくされた。その生活保護は、それまで高齢者にあつた高齢者加算が段階的に廃止となり、年ごとに扶助費は減少した。帰国の際に身元引受人となった肉親の家庭も、すでに世代代わりをして、生活苦を抱えた引き揚げ・帰国者との交流は避けられた。

引き揚げ・帰国者の子どもや孫たちの就職や結婚についても、中国での仕事のキャリアが活かせない、日本での生活と仕事のリ

ズムになじめない、資力も人間関係のストックもない、自分の親には頼れないなど、親子の間も含め様々な溝が生じた。

国家賠償を求めて提訴した原告団は、大半の引き揚げ・帰国者が高齢を迎える中で、二〇〇七年七月、国の「新支援策」を受け入れ、和解をした。新支援策は、生活保護をベースに、高齢基礎年金を満額支給し、その年金額は収入として差し引かれない内容であった。新支援策は各福祉事務所が担当している。だが、ここでは、大陸で長く残留孤児・婦人を放置してきた国の責任が明らかにされていない。一九五一年に引き揚げ・帰国の道が絶たれてから、大陸に残された一人ひとりの残留婦人・孤児がこの間どのような思いで日本を見つめてきたのかを考えるならば、国は責任を認めるべきだ。

一九八〇年代、二回目のケーススワーカーになって取り組んだもう一つの課題「生活困窮者世帯の子どもの教育支援」について、二〇二三年三月、宮武さんは学習支援・若者ゼミナールの一回目の春を祝う会に出席した。コロナ禍の中、中学三年間学習支援に通って高校を決めた四名、中学・高校六年間通って大学を決めた三名、一人一人から報告があった。「進学せず働け！」結果は貧困の連鎖という近年までの生活保護世帯のことを考えると、夢のような報告だった。

給付型奨学金で、貧困世帯の児童の進路がこんなにも大きく変化した。すでに各大学案内にも載っているが、この大きな変化の情報に対象世帯（生活保護世帯・児童養護施設・非課税世帯）の児童にもれなく届けられることを宮武さんは願っている。

*この項は、宮武さんの著書『絆を伝えるソーシャルワーク入門』（大空社出版）をベースに宮武さんへの質問の回答と聞き取りにより構成した。

おわりに 宮武さんの戦後体験と「カバヤ児童文庫」

宮武さんと二度目にお目にかかった最後にぜひお尋ねしたいことがあった。それは、当局の度重なる嫌がらせや配転攻撃のなかで、残留孤児・婦人の二世・三世への教育支援活動を宮武さんはなぜ続けて来られたのか。また、父の戦死と母の戦後の苦労、また宮武さんの生育史との関係があるのだろうか。

江戸川区の職員として上記の支援活動のなかで管理職からの圧力、配転等が数々あり、抵抗してこられたと聞きましたが、どのようなことがありましたか。

二〇〇〇年、五五歳の秋、私はある夜間大学院にて社会人入学選考の面接試験を受けた。面接官は、「社会福祉の大学を出てい

給付型奨学金

	自宅通学	自宅外通学	入学金・授業料免除
第Ⅰ区分	38,300(42,500)円	75,800円	入学金26万円 授業料70万円(年間)
第Ⅱ区分	25,600(28,400)円	50,600円	第Ⅰ区分の2/3
第Ⅲ区分	12,800(14,200)円	25,300円	第Ⅰ区分の1/3

るのに、区役所での履歴は何なのか?」「この年齢で係長にもなっていないのはなぜ?」と聞いた。福祉の大学を出ていて、社会福祉とつながらない土木や建築等の部署への異動を繰り返していることが信じられない驚き方であった。それまで二〇回係長試験に不合格だった。

三〇年余り、区と組合の癒着等で配転にも抵抗はできない職場だった。しかし、結果として、この江戸川区の仕事の工夫・改善の結果が、先に述べた「中国残留孤児・婦人の帰国と生活・教育支援」だった。それは、四〇年後の二〇〇八年に国の新支援策に取り入れられ、またその後の取り組みである「貧困の連鎖と学習・生活支援による高校・大学就学保障」は、提起から三〇年を経て、二〇一三年の子どもの貧困対策推進法、二〇一七年の給付型就学金制度に取り入れられた。

厳しい圧力に屈せず、子どもたちへの生活・教育支援活動を続けられたのは、宮武さんの生い立ちと戦後体験に関係がありますでしょうか。

この問いに宮武さんは「うーん」と考え込まれた。どうも私が想定した「お父さんの戦死とお母さんの戦後の苦労」とは直接つながらないようだった。しばしの沈黙の後に宮武さんが語られたのは「カバヤ児童文庫」の話だった。宮武さんが小学校三年生の時、郷里の内場に雨不足による渇水対策のための「内場ダム」が建設された。ダムができると、高松市の六年生の子どもが遠足で大勢ダム見学に押しかけて、食べ物やお菓子のゴミを捨てていっ

た。その中にカバヤのキャラメル箱があり、そこに入っているカードを五枚集めると、景品として世界文学の本である「カバヤ児童文庫」が一冊もらえた。土曜日の午後になると宮武さんは内場ダムに出かけ、捨てられたカバヤキャラメル箱を必死になつて拾い、カードを集めた。そして集めたカードをカバヤに送り、カバヤ児童文庫を「五〇冊」も手に入れたとのことだった。カバヤ児童文庫には『小公女』『父を訪ねて三千里』『アラビアンナイト』などがあつた。

宮武さんのお話を聞いて、そこには宮武さんが育った戦後の貧しさと、おまけの佳作「カバヤ児童文庫」を集め、「世界文学」を知りたいと欲した「知的渴望」「文化的希求」があつたと私は推測した。その子ども時代の欲求と同じものが「中国残留孤児・婦人の二世・三世の子どもたち」にあると、宮武さんは見たのではないだろうか。

靖国遺児参拝にこだわって考えてきた私の歩みのなかで、宮武さんとの出会いは、〈新たな視線〉を得ることができたと思う。

*カバヤ児童文庫

カバヤ児童文庫とは、一九五二(昭和二七)年から一九五四年にかけて、岡山市に本社を置く「カバヤ食品」(株)が、キャラメルのおまけとして、毎週一〜数冊のペースで発行した児童向け文学作品を収めた叢書のことである。当時一〇円のキャラメルを買うと、中に文庫券が入っていて、これを集めて送ると、好きな本がもらえた。

岡山県立図書館では、カバヤ食品のカバヤ児童文庫の刊行が確

認されている一三一点すべてをデジタルで公開している。

＊中国残留孤児・婦人問題で参考になる書籍

・城戸久枝著『あの戦争から遠く離れて 私につながる歴史をた

どる旅』（新潮文庫）

・汪楠^{わんなん}著『怒羅^{ドラゴン}権と私 創設期メンバーの怒りと悲しみの半生』

（彩図社）

【連載】〈靖国神社遺児参拝〉 バックナンバー

- 第 40 号 宇治市舞鶴市の靖国神社遺児参拝
— 1950 年代の靖国神社遺児参拝の実像— 〈9〉
- 第 41 号 「兵籍簿」に見る父親たちの戦争
— 1950 年代の靖国神社遺児参拝— 〈10〉
- 第 43 号 『靖国神社遺児参拝文集』（大阪府）を読む
— 1950 年代の靖国神社遺児参拝— 〈11〉
- 第 44 号 被爆地広島・長崎と『靖国神社遺児参拝文集』
— 1950 年代の靖国神社遺児参拝— 〈12〉
- 第 45 号 動員学徒の遺族等援護法適用・靖国合祀
— 1950 年代の靖国神社遺児参拝— 〈13〉
- 第 46 号 遺児集団参拝と記憶の再生・継承
— 1950 年代の靖国神社遺児参拝— 〈14〉
- 第 47 号 靖国遺児集団参拝 一戦前と戦後— 1
- 第 50 号 西山誠一さんの靖国遺児参拝体験を聞く
— 靖国神社遺児参拝戦前と戦後の連続— 2
- 第 51 号 硫黄島と父の戦死—早内高士さんに聞く
— 靖国神社遺児参拝戦前と戦後の連続— 3
- 第 52 号 戦後朝鮮における靖国神社遺児参拝
— 靖国遺児参拝戦前と戦後の連続— 4
- 第 53 号 戦後北海道の靖国神社遺児参拝 木村崇さんに聞く
— 靖国遺児参拝戦前と戦後の連続— 5
- 第 54 号 戦後、伊勢修学旅行はなぜ続いたか
— またどのように広島修学旅行に転換したのか—